

令和2年4月17日
おいらせ町新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部
(新型インフルエンザ等対策本部)

新型コロナウイルス感染症に係る公共施設の利用における対策について

【公共施設の利用制限について】

1. 対策内容

令和2年4月20日までとしていた施設利用の停止を、令和2年5月11日までに延長する。

1) 対象施設

施設名称	担当課	備考
農村環境改善センター	農林水産課	
バーベキューハウス	商工観光課	期間は当面の間
ネーチャーセンター白鳥の家	商工観光課	
縄文の森イベント広場	商工観光課	
中央公民館	社会教育・体育課	
北公民館	社会教育・体育課	
東公民館	社会教育・体育課	
みなくる館	社会教育・体育課	
図書館	社会教育・体育課	
大山将棋記念館	社会教育・体育課	
阿光坊古墳館	社会教育・体育課	
町民交流センター	社会教育・体育課	
いちょう公園体育館	社会教育・体育課	
いちょう公園交流館	社会教育・体育課	
いちょう公園野球場	社会教育・体育課	
いちょう公園多目的グラウンド	社会教育・体育課	
いちょう公園テニスコート	社会教育・体育課	
いちょう公園ローラースケート場	社会教育・体育課	
下田公園野球場	社会教育・体育課	
下田公園多目的グラウンド	社会教育・体育課	

2) その他

- ※令和2年5月11日以降も、施設の利用停止を延長する場合がある。
- ※対象施設以外の公共施設については、令和2年4月6日決定の対策を継続する。